

後期高齢者被保険者の皆様へ

○平成30年度の青森県後期高齢者医療保険料について

均等割額 〔被保険者全員が納める額〕	+	所得割額 〔所得に応じて納める額〕	＝	保険料額 (限度額62万円) ※2
40,514円	基礎控除後の所得 (※1) × 7.41%			

※均等割額、所得割率はこれまでと変わりません。

※1 基礎控除後の所得とは、前年の総所得金額等から基礎控除額（33万円）を差し引いた額です。

※2 平成29年度は、57万円

○保険料の軽減措置について

■ 所得が低い方の軽減

- 同一世帯内の被保険者及びその世帯の世帯主の所得を合わせた合計所得に応じて、次のとおり均等割を軽減します。

世帯の所得額の合計	軽減割合
33万円以下かつ被保険者全員が所得0円の場合 (ただし公的年金控除額は80万円として計算)	9割
33万円以下	8.5割
33万円+ (27万5千円×被保険者の数) 以下 ※1	5割
33万円+ (50万円×被保険者の数) 以下 ※2	2割

※1 平成29年度は、33万円+ (27万円×被保険者の数) 以下

※2 平成29年度は、33万円+ (49万円×被保険者の数) 以下

・被保険者の基礎控除後の所得が58万円以下の方の所得割額2割軽減は廃止となります。

■ 被用者保険の被扶養者であった方の軽減

- 均等割額が7割軽減から5割軽減に変更になります。所得割額の負担はありません。

※被用者保険とは、全国健康保険協会管掌健康保険、船員保険、健康保険組合、共済組合などです。

※元被扶養者であっても、世帯の所得が低い方は、均等割の軽減（9割、8.5割軽減）が受けられます。その他ご不明な点は、青森県後期高齢者医療広域連合（☎017-721-3821）までお問い合わせください。

○「いきいき健康づくりのために」パンフレットについて

青森県後期高齢者医療広域連合では、被保険者のみなさんに、健康を維持しながら、いつまでも健やかに過ごしていただきたいという願いを込めて「いきいき健康づくりのために」というパンフレットを作成しています。ご覧になりたい方は、税務住民課国民健康保険グループ（☎0175-27-2111）までお問い合わせください。

〈掲載内容〉健康状態を確認しましょう（健康診査を受けましょう等）、青森県だし活（減塩）、低栄養を予防しましょう、お口の中を健康にしましょう、あおもりロコトレ等